

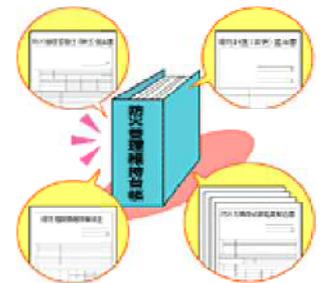
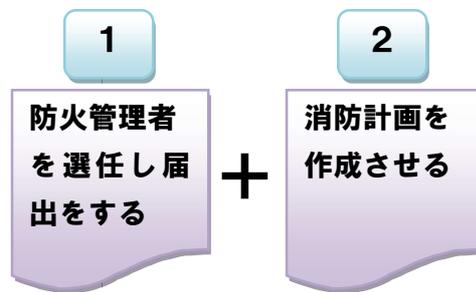
テナント部分における防火管理の考え方

区分	甲種防火対象物		
用途	特定用途		非特定用途
	(1) 項～(4) 項、(5) 項イ、(6) 項イ・ハ・ニ、(9) 項イ及び(16) 項イ、(16) の 2) 項に掲げる防火対象物	(6) 項ロに掲げる防火対象物	
収容人員	30人未満	10人未満	50人未満
選任資格	甲種又は乙種防火管理者		

※ 表中の○項とは、消防法施行令別表第1に示す用途区分を示しています。

テナント部分に防火管理者を選任する場合

管理権原者



防火管理業務に係る書類などをひとつにまとめておく

テナント部分の管理権原者は、防火管理業務を遂行できる管理監督的地位にある**有資格者**の中から防火管理者を選任し、そのテナント部分の**防火管理上必要な業務**を行わせる義務があります。

防火管理業務の具体的な内容(例)



消防計画の作成



消防用設備等の点検や
整備に関すること



消防機関への通報に関
すること



避難誘導に関すること



初期消火に関すること



避難施設の維持管理
に関すること